

# 令和4年度 東大和市

## 中小企業勤労者生活資金融資制度のご案内

(東大和市の区域内に住所を有する中小企業勤労者に対して、生活資金の融資あっせんをします)

### 申込者の資格

- ① 市の区域内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている18歳以上の方で、同一事業所(※中小企業)に正規の従業員として1年以上勤務し、今後も引き続き勤務する方。

※この制度における中小企業とは

業種	資本金・従業員人数
製造業・鉱業・工業・建設業及び運送業	資本の額が1億円以下又は従業員数が500人以下の事業所
卸売業	資本の額が3,000万円以下又は従業員数が100人以下の事業所
小売業・サービス業・その他の業種	資本の額が1,000万円以下又は従業員数が50人以下の事業所

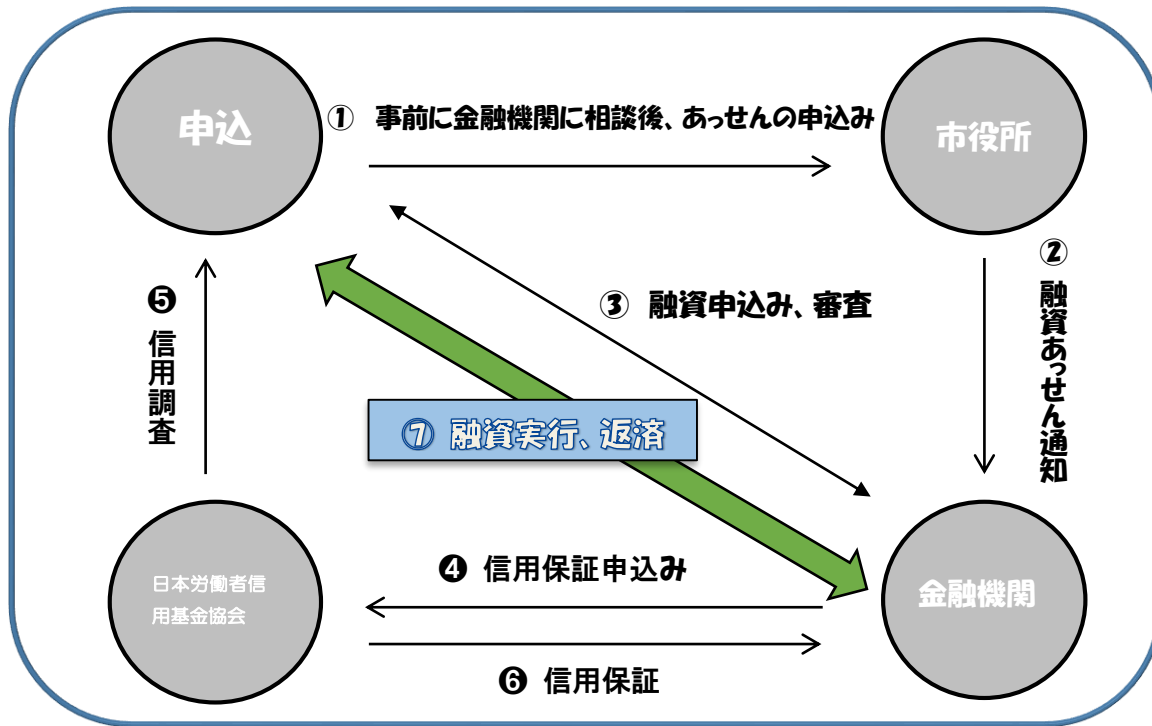
- ② 市税の納税義務者であって、既に納期の経過した市税を完納していること。
- ③ 資金の用途が適切であり、かつ、融資を受けた資金の償還及び利子について支払能力を有すること。
- ④ この制度による融資を現に受けていないこと。

### 融資条件

資金使途	融資対象範囲	限度額	返済期間	返済方法	利率
教育資金	申込者又は同居の親族の学業修得に要する費用	80万円以内	5年以内	毎月元利均等払い(繰上返済することもできます)	年1.8% ※利率は令和4年度分です。年度途中で金融情勢等により変更する場合があります。
医療・出産資金費	申込者もしくは同居の親族の入院、長期療養等に要する費用又は申込者もしくは同居の親族の出産に伴う費用	80万円以内			
冠婚葬祭資金	申込者もしくは同居の親族の結婚又は申込者の同居の親族の葬祭に要する費用	80万円以内			
住宅等補修資金	申込者が居住している住宅又は当該住宅に附属する工作物の修繕改築等に要する費用	100万円以内			
その他使途が適切であって、市長が特に必要と認めたもの	その他使途が適切であって、市長が特に必要と認めたもの	80万円以内			

**保証** 連帯保証人は、原則として必要ありません。ただし、日本労働者信用基金協会の保証が必要です。

# 融資あっせんの流れ



## 申込書類

市指定様式の融資申込書のほかに、下記の書類が必要です。

- ① 申込書(市様式)
- ② 金融機関及び日本労働者信用基金協会への借入等申請書(金融機関指定用紙)
- ③ 申込者の給与証明書(金融機関指定用紙)
- ④ 申込者の印鑑登録証明書(市役所市民課・1階1番窓口)
- ⑤ 申込者の住民票の写し(市役所市民課・1階1番窓口)
- ⑥ 申込者の市民税の納税証明書 ※最新年度のもの (市役所納税課・1階3番窓口)
- ⑦ 資金の用途及び金額を証する書面
- ⑧ その他市長が必要と認めた書類

\*その他必要書類を追加で提出していただく場合もあります。

## 取扱金融機関

金融機関名	支店名	所在地	電話番号
中央労働金庫	立川支店	立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル1階	042-524-5157

## 申込窓口

融資のあっせんは、常時受付けていますので、必要事項をご記入の上、申込書類一式をご提出ください。

\*当市の融資あっせんを申し込まれても、金融機関によっては融資が受けられない場合がありますので、事前に取扱金融機関(中央労働金庫立川支店)にご相談することをお勧めします。

## 東大和市 市民環境部 産業振興課

東大和市中心 3丁目 930番地(3階5番窓口)  
電話番号 042-563-2111 内線1076

